

東京地方裁判所委員会（第2回）議事概要

（東京地方裁判所委員会庶務）

- 1 日時
平成16年3月2日（火）15:00～16:55
- 2 場所
東京地方裁判所大会議室
- 3 出席者
(委員) 青木俊一, 池田耕平, 大谷禎男, 岡久幸治, 小野正典, 唐津恵一, 北村敬子, 小粥節子, 坂井文雄, 高木國雄, 田村浩子, 永井紀昭, 畠中薫里, 丸山陽子, 満田明彦, 保田眞紀子, 我妻学, 和久井良一, 渡辺雅昭 (欠席: 高木敬五, 欠員1)
(庶務) 江川智津乃東京地裁総務課長, 中園敬東京地裁総務課課長補佐, 早川浩二東京地裁総務課庶務第一係長
(説明者) 原田伸一東京地裁事務局長, 勝野鴻志郎東京地裁民事首席書記官, 鈴木英夫東京地裁刑事首席書記官, 羽山秀樹東京簡裁事務部長
- 4 議題
 - (1) 議事概要の内容について
 - (2) 今後のテーマについて
- 5 配布資料
(参考資料)
 - 資料1 東京地方裁判所委員会（第2回）議事次第
 - 資料2 東京地方裁判所委員会委員名簿
 - 資料3 東京地方裁判所委員会議事概要案
 - 3-1 簡略版
 - 3-2 詳細版
 - 資料4 法廷傍聴及び庁舎見学等の結果について
 - 資料5 東京地方裁判所の市民向け広報活動
 - 資料6 意見交換テーマ例（第1回委員会参考資料）
 - 資料7 議題案（高木, 保田, 小野委員提出）
- 6 議事
 - (1) 委員交代の報告及び新任委員の自己紹介
委員長から, 次の内容で委員の交代について報告し, 出席した新任の委員からそれぞれ自己紹介があった。
植山泰夫前委員→ 高木敬五委員（警視庁刑事部刑事総務課長）
尾崎道明前委員→ 坂井文雄委員（東京地方検察庁総務部長）
萩尾保繁前委員→ 大谷禎男委員（東京地方裁判所民事部所長代行者）
池田修前委員→ 池田耕平委員（東京地方裁判所刑事部所長代行者）
専通英樹前委員→（委嘱手続中）
 - (2) 議事概要の公開について
資料3-2程度の詳細さの議事概要の案を作成し, 各委員の訂正, 修文を受けた後にホームページで公開することとなった。協議の要旨は以下のとおり。
【協議要旨（発言者の表示＝●：委員長, ○：委員）】
 - ：前回, 議事概要をホームページで公開することとした。今回, 議事概要の案を2種類作ってみた。2つとも発言者の氏名は表示せず, 庶務, 委員長及び委員の区別のみを付け, ひとつは発言内容をある程度要約したもの, もうひとつは文章として整理した程度で比較的発言に近い形を残したものである。御意見をいただきたい。
 - ：2つを読んでも見たが, 簡略版は読んでいてつまらない。あまり読む人はいないかもしれないが, ホームページに掲載するものである以上, 少しでも多くの人に読んでもらいたいのので, 少しでも読み進めやすいものにした方がよい。簡略版は途中で飽きてしまい, 話として読み進んでいけない。詳細版の方がいいと思う。
 - ：読みやすさの点もあるし, やはり「公開」という観点からもなるべく内容が分かるように, 詳細版程度の詳しさがよかった方がいいと思う。
 - ：読んでみて, 詳細版の方が分かりやすいと思う。
 - ：それでは詳細版の方がよろしいか。
 - ：（異議なし）
 - ：それでは, 詳細版程度の詳しさを議事概要を作成することとする。案ができた段階で, 今回の分と前回の分を合わせて各委員に送らせていただくので, 修文する部分等があれば庶務に御連絡いただき, その上でホームページに掲載す

ることとしたい。

(3) 法廷傍聴及び庁舎見学等の結果報告

江川総務課長から、配布資料4に基づき、12月と1月に実施した法廷傍聴及び庁舎見学の内容等について報告した。

(4) 法廷傍聴及び庁舎見学等の感想

参加した委員からそれぞれ感想が述べられた。感想の要旨は次のとおり。

【感想要旨（発言者の表示＝●：委員長，○：委員）】

- ：少額訴訟は非常に分かりやすく、いい方向に活用されていると思った。
- ：簡裁の受付相談センターにおいて、人が多いのに驚いた。こんなにもいろんなことを相談して、裁判に訴えたいと考えている人が多いのかと思った。
- ：裁判所が非常にハイテク機械を使っていることに驚いた。証人等を別室に入れて、被告と顔を会わさないようにするシステムなど、裁判所の細かな配慮にも感心した。また、驚いたのは簡裁の調停のところの混み具合だった。もう少し何とかならないのだろうかと思った。また、少額訴訟は優れた制度であると思ったが、今は問題にはならないのであろうが、今後更に普及してくると濫用というようなことが出てくるのではないかと思う。つまり、当事者間で全く話し合わずにすぐ裁判所に持ってくる人が出てくる可能性があるということである。費用も非常に安いし。当事者間で話し合った過程を訴訟に書面で出させるとかして、当事者間での自発的な交渉にインセンティブを与えるといったことも今後は必要になるのではないか。
- ：同じような感想を持った。地域活動の中で普段から年1、2回程度傍聴をしており、裁判には非常に関心を持っているが、一般の国民にも裁判所というものをもっとよく分かってもらえたらいいのではないかと思う。また、資料5に出張講義の記載があったが、中高生辺りに裁判の在り方やどういう理由から裁判がなされるのかといったことを指導してもらえようになればいいと感じている。

調停の場があれだけ混んでいるのを見て、調停委員の先生方は苦労しているのだろうなとひしひしと感じた。その辺のところもまた教えていただきたい。
- ：民事裁判説明会では、実際に働いている裁判官や書記官が、劇の形で手続の実際を一般市民に報告しており、裁判所がよくこういうことをやっているなあと感じた。

仕事柄、法廷の傍聴は何回かしているが、今回、受付相談センターに行ってみると、人が非常に多く、かなり市民のニーズがあることを感じ、市民のための裁判所というものを体感した。また、テレビ会議システムやビデオリンクシステムなど、IT化の流れに裁判所もついていっているんだなということに改めて感じた。
- ：傍聴した刑事事件は12歳の少女が死亡した事件で、被告人には、執行猶予はついたが禁固3年という刑が言い渡された。被害者の御家族が最前列で傍聴しており、刑事裁判というものの厳しさを感じさせられた。
- ：刑事事件の傍聴は久しぶりであったが、IT化ということでビデオリンクシステムを使った証人の遮蔽の実際をみることでできたのはありがたかった。

民事裁判説明会は、学生を連れて参加させていただいた。民事執行の手続きを講義だけで学生に理解させるのは非常に難しく、ああいう形で見せてもらって、10日分の講義に相当するような効果があったと言える。感謝したい。

受付相談センターは前にも見たことがあるが、非常に多くの方が来て、書記官も非常に熱心に相談をしているなどと思った。その時は特に意識しなかったが、確かに簡裁はよくやっていると思う。

調停について、破産との兼ね合いで難しい問題があるが、どうやっているのかという実際を見ることでよかった。
- ：仕事柄、地裁の民事、刑事の法廷はそれなりに傍聴してきたが、簡裁は大切であると思いながら見たことがなかった。やはり一番身近な裁判所であるので、簡裁をどのようにパワーアップさせていくかということが大切であると実感した。我々もこの点を考えていかなければならないと思う。また、簡裁と比較すると地高裁の建物のアプローチは、警備等の問題はあるのだろうが、やはりいかめしすぎる。もう少し簡裁のようなソフトな感じが出せたらいいと思う。相談事や所用を抱えてポツと霞が関に来た人に対して、どんな仕組みや表示が親切なのか、という観点から改めて考えるべきではないかなという漠然とした印象を持った。
- ：裁判所は私にとって、また一般の人にとってみても遠い存在と思うが、簡裁は受付や相談窓口などでアシストしてくれる人がいて、身近であるということなのかなとも思えた。また、実際の裁判を見ていろんな思いを抱いたが、全く

個人的なものなのでここでは遠慮させていただく。

- ：簡裁の受付、あるいはそこに至るまでのアシストというのは、まさに戦場のような騒ぎであり、我々弁護士は日常はそういう場面には接していないので、体感できたのはよかった。

少額訴訟の法廷は非常に丁寧に進められており、我々弁護士の場合はあのよう丁寧にやってもらえることはないわけであるが、あれだけ丁寧にやるのは裁判所としても大変であり、これから裁判所がどのように対応していくのかということは大きな課題になっていくのではないかという印象を受けた。

- ：それぞれの見学や傍聴の時間が非常に短く、断片的であったので、果たしてこれで分かるのかなと疑問に思った。

簡裁の受付相談センターは今までの意見に出ているとおりであった。簡裁の調停事件を持ったことがなく、楽しみにしていたが、民事調停センターは時間がまだ始まる前だったのか、わさわさしている状態が今ひとつ感じられなかった。

法廷は非常に丁寧に進められていた。我々弁護士の場合はあんなに丁寧にはやってもらえない。自分が代理人で出ている法廷でも、傍聴人がいると裁判官は丁寧にやるようで、時間がかかりすぎて困ることもあるが、とにかく丁寧にやられていたと思う。

ただ、このような見学も一端であって、全体を眺めてどうなのかということはまだよく分かっていない。今後、テーマが決まった段階で、もう一度見せてもらえる時間を作っていただければありがたい。

- ：簡裁に関する御意見が多いようだ。
- ：簡裁に興味をもっていただけてありがたい。このように興味を持っていただけて、御意見をいただくというのもこの会の目的であるので、非常に嬉しく思う。簡裁というのはそもそも基本スタンスが丁寧で分かりやすい手続であり、実際にそうしているんだなということを実感していただけたかと思う。
- ：資料5に、裁判所で行っている広報活動の紹介の資料を付けておいたので、参考になればと思う。なお、新しい委員、まだ見学されていない委員の方には、傍聴等をしていただく機会をまた設けようと考えている。

(5) 今後の意見交換テーマについて

協議の結果、次のような点が確認された。

ア 本日出された委員の関心事、提案を庶務において次回までに整理する。

イ 次回、次の事項について裁判所から報告する。

① 司法制度改革の実施状況

② 裁判所に入ってくる苦情や御意見を整理したもの

ウ 次回、「簡裁民事」をテーマとして裁判所からの説明及び意見交換を行う。

協議要旨は以下のとおり。

【協議要旨（■：庶務、●：委員長、○：委員）】

- ：各委員が司法又は裁判所について関心をお持ちの事項、あるいは、こういうことについて裁判所から説明を受け、議論したら面白いであろうと思われることを上げていただきたい。テーマということに絞っていただく必要はない。例えば、これはまだ将来のことであるが、今日、閣議決定された裁判員制度の問題などもいずれはこの場を借りて、どういう手続でどのように進めていくのかということ等を考えてみたいと思っている。また、もともと裁判所というものは保守的なところや随分伝統的な部分も残っているので、それをどう変えていくかということもあろうかと思う。ざっくばらんに、思いつきでも結構であるので御意見を伺いたい。

なお、参考資料として資料6に、前回もお配りしたものであるが、意見交換テーマ例というものを配布させていただいた。また、弁護士会の委員から東京三会の御意見としてテーマの案をいただいているので、これを資料7として配布させていただいてある。

- ：まだ見えている部分が限られている。利用者の不自由、不満、要望等としてどういうものがあるのか、そして、それが妥当なものなのか、わがままなものではないのか、あるいは予算的に可能なものなのか否か等、分からないところがある。弁護士会の案にもあるように、今、どんな問題が出されているのか、裁判所がそれをどう受け止めているのかという生の声を教えていただきたい。その中から考えるべき点があれば、みんなで話し合ってみたいと思う。問題が分からないと、議論すべきことも見えてこない。

- ：感じるのは、やはり刑事裁判における時間の長さである。先日の見学の際に、裁判官から一日の処理件数や事件の処理サイクルの話聞き、なるほどとも思えたが、一般国民の目から見ると、特殊な例かもしれないがオウム関連の裁判

を見るとやはり長い。被害者の親族の気持ちを考えたとき、非常にきつい状態であると思う。今までのルールでやるから長くなるのであり、ルールを変えることからやらないと短縮には繋がらないのではないか。

- ：実は、一般的事件の審理期間は短く、長期間にわたる裁判は数えるほどしかない。ただ、社会的に影響の大きな事件は民事でも刑事でもどうしても長期にわたってしまうものがある。今度、裁判迅速化法が定められ、「2年以内」に事件を終わらせることが目標とされて、そのための検証作業も始まることとなった。裁判のスピードの問題も一つのテーマとなろう。
- ：身近で分かりやすい裁判所という関係で、本人訴訟への対応という点で、一つは利用者のニーズをどのように追っているかということである。もうひとつは、少額訴訟についての御意見で裁判所が非常に丁寧にやっているということだったが、その反面で、裁判官の御苦労があるかと思うが、そのようなことはなかなか聞く機会もないので、可能ならば聞かせていただきたい。また、法改正により司法書士に簡裁の代理権が与えられたが、実際の運用がどのようになっているのか教えていただき、意見を交換してみたい。
さらに、民事裁判には、売買とか消費貸借、不動産をめぐる事件等の一般事件と、一方で医療事件、建築事件、無体財産権事件等の専門事件があるが、このふたつに対して裁判所としてどのように対処していくのか、裁判官、書記官はその受け皿としてどうやっていくのか、というようなことも、大きな話で恐縮であるが、議論していきたいと思う。
- ：やはり自分が最も興味があり、懸念もしているのが裁判員制度のことである。地域に根ざした仕事をしていると、ここでは話せないが、感じるところがいろいろある。人数割りのことなど、ぜひ皆さんの意見を伺いながら整理してみたいと思っているので、できるだけ早く取り上げていただければと思う。
もうひとつであるが、資料5にある裁判官の中高生への講師派遣については、どこへ申し込んで、どのような形でされるのか教えてほしい。また、対象は中学校、高校だけなのか。
- ：総務課の広報係へ申し込んでいただきたい。講師派遣として行っているのは中学、高校だけであるが、法廷傍聴時における裁判官の説明ということであれば、団体で御連絡をいただければ広報係において、セットさせていただいている。
- ：これからは、各機関が連携をとって当たっていかねば物事が解決しない時代になってきている。先日、東京都の治安対策会議というものがあって、裁判官が出向いてきておられたと思うが、さらに、市町村の中にも民生委員や保護司、学校関係等の各種の団体があるので、そういうところにも裁判官を派遣してもらえれば、いろんな連携がとれ、勉強ができていいと考える。これからそういう方向に行く場合に申し入れをしていいものかどうかということも是非お願いしたい。
- ：広く考えると裁判所からの情報発信、一般の人の方から見ると裁判所へのアクセスの拡充とか、裁判所への理解を深めてもらう方策ということになるだろうか。
- ：簡裁の混み方に驚愕した。国民のニーズから考えれば、裁判所が広報すればするほど、事件数は増え、かつ迅速性も求められるというジレンマに陥ることと思われる。簡裁に来る事件は、本当は裁判所よりADRなどによった方がいい事案もあると思うので、裁判所がADRの宣伝や紹介をし、また、裁判所が相談窓口で事案の振り分けをするようなことがうまくできないだろうかというようなことを考えている。
- ：実際に利用している方、つまり、原告、被告、それから傍聴の方、それらがどのような意見を持つのかをぜひ知りたい。傍聴は自分もしてきているが、やはり実際に裁判に関わった方がどういう思いを持っているのか知りたい。それにも関連するが、先日のオウム関連裁判においても、ある被害者の方が「被告人の家族が来ていてボディガードが付いていたがあれはどういうことか。我々被害者にはなにもない。」というようなことを言っていたと聞いた。おそらく誤解の部分もあろうが、そういった被害者の方との接触、意見の聴取なども裁判所においてどういった形でされているのかといったことも聞いてみたい。そういう中から傍聴の方のことを含めて問題点が見えてくると思う。民事における当事者の方についても同様である。
- ：やはり裁判員制度について、これからどういう形で地裁が運用していくことになるのか非常に興味がある。
また、裁判所に対しての一般の方からの苦情がいろいろ来ていると思われるがその内容等も教えてほしい。自分も調停を担当した事件に関して、総務課に苦情が行ったということで裁判所から事情を聞かれたことがある。例えば、自

己破産の申立について、東京では弁護士を付けろと言われ、本人による申立を受け付けないと聞いている。さいたまや千葉などでは受け付けているという。調停の場では当事者にある程度知識があれば申し立てできると話をしているが、苦情は来ていないのだろうか。

それから、司法書士の代理権が付与されたことについて、実際に裁判所で活動を始めているのか、活動しているとしたら、その実情なども知りたい。

- ：司法制度改革審議会の意見書が出された後、いろいろな改革が行われているが、いつから実施されているのか分からない。裁判員制度についても、実施されれば裁判所も変わっていくだろうし、司法書士の代理権の件も既に実施されたのであれば、今までの裁判所と比べてどう変わってきたか、というようなことのまとめのようなものがあると非常にいい。

自分の専門分野は会計学であるが、裁判におけるところの会計とか、もっと広く言うと、専門的知識を要する裁判がどのように進められているのかということに非常に関心があり、そういう訴訟をどうするかということがあると思う。傍聴もそういう事例があれば是非お願いしたい。

利用者の意見の聴取の問題であるが、弁護士会員からの書面にもあるが、ホームページを作って広報活動すると言っても、裁判所側から一方的にするのではなく、一般の人から意見を聞いていく方法がいろいろあると思う。それを聞いていくシステムが必要である。それと同時に、逆に裁判所の方も困っていることがあるし、現在の制度に関しても、こうしたいというものを当事者として持っていると思うので、それを出していただくのもいいのではないかと思う。

- ：司法制度改革の現状について、例を挙げれば、4月1日から簡裁の訴額の上限が90万円から140万円に、少額訴訟の上限額が30万円から60万円に引き上げられ、これは4月から実施される。また、民事調停官、家事調停官の制度が1月から開始され、弁護士が裁判官として週一度執務しているなど、いろいろある。一度整理したものをお目にかけてたい。

- ：企業の人間として、やはり民事訴訟に関心がある。紛争処理にはいろいろな決着方法があり、どういう事案についてどういう決着方法がいいかというようなものを自分なりに作りたいと思っているが難しく、課題である。ADRや仲裁などを含め、経済的合理的に考えて、すなわち、コスト、そして既判力などのクオリティの観点から、どういう場合にどういう方法がいいのか、できれば相関図のようなものを作って、それによって裁判所が事案を仕切ることができるれば、裁判所で決着を付けるべき事件が厳選されて、よりスピーディーになるのではないか。

- ：殺人事件の遺族の言葉を紹介したい。「法改正により、遺族は意見陳述ができるようになった。意見陳述をするためには毎回傍聴を確保しなければならぬ。当日、地裁の窓口に行くと言われ、傍聴券を渡され、その後は法廷入り口で待ってくださと言われて。法廷入り口には、一般傍聴人や被告人やマスコミが集まっており、中には取材を申し入れてくる人もいた。傍聴席では遺族席と書いた席に着席し、遺族と一目瞭然に分かる状態だった。控訴審では、書記官の案内で裏道を通り、誰とも会うことなく、入廷した。自分たちが入廷するとともに、一般傍聴人も同時に入廷した。どうしてここまで配慮してくれるのかと聞くと、社会的に反響の大きい事件でマスコミや傍聴人も多く押し掛けているので、できるだけのことはさせてもらう、という答だった。帰りも裏から出るという細かい配慮だった。」

この庁舎の1階のロビー等を見ていると、加害者の家族等や目撃者、被害者等も一緒に開廷を待っているように思われた。一方、外国の状況を見ると、英国では、1990年に7箇所の刑事法院で証人サービスが受けられるようになり、1995年には、全英の刑事法院で行われるようになった。現在では全ての刑事法院と治安判事裁判所で証人サービスが受けられるようになっている。日本の裁判所でもこのような制度が必要ではないか。

- ：弁護士の委員からは、資料7として配布させていただいた「議題案」というペーパーをいただいている。この説明をいただきたい。

- ：これまでの委員のお話を伺っていて、皆さんが同じようなことを考えていることが分かった。「議題案」の1, 2, あるいは3も、議題案というよりもこれから議題を考えていく上で、その前提となる知識や実情の把握に関するものである。

1として「裁判所をもう少し知るために」ということを挙げた。(1)(2)(3)については、裁判所にいろいろな問題が寄せられているのなら、それをどう解決したのか、あるいは解決しきれないで悩んでいるということも含めて教えていただきたい、ということである。

(4)が我々弁護士委員全員としては一番のポイントである。データブックや所長や代行からの概況説明などで数字としては分かったが、一般的に東京地裁と他の裁判所とは大きな違いがあるはずであると日頃から思っている。東京地裁は他の裁判所に比べて、先駆的、リーディングケース的ないろんな取り組みに対して意欲的に狙い、先を走っていると思っている。専門訴訟などでは、東京地裁は他庁に比べて遙かに実験的な取り組みをし、抜け出ているはずである。そういうものをまず議題を考える前提として教えてもらえれば、見学などだけでは分からない東京地裁の特色が分かる。過渡期にある専門部では裁判官も職員も、いろんなどまどい悩みを抱えていると思われる。それらは、いずれ全国に波及していくものであろうから、その発端として聞かせていただければと思う。

2について、この委員会をこれから継続していく過程で、どうやって一般の人達の意見を吸い上げるかということが大事であると思う。それも、事件関係者の印象や意見もあるが、一般に裁判所そのものの、例えば受付などについて一般の人が抱えている声をどう掴むのか、どうこの委員会に乗せてくるか。議題に入る前にこの点を押さえておく必要があり、その作業は続けていく必要があると我々は思っている。

3について。2と同じような観点を踏まえて、東京地裁がより親しめる、あるいは利用しやすいものとなっていくために、法曹三者と、特にそれ以外の声を聞いてみたいし、課題とする必要がある。率直に述べていただいて、議題を汲み上げていただきたい。この作業も是非一度やっていただければと思う。

4について。全国の弁護士の中では、東京という八王子問題もあるよね、と言われるほどの問題である。八王子の何が問題なのかというものは、施設の問題、裁判官の数の問題等いろいろあると思うが、この委員会で八王子支部を見学してみてもどうか。八王子支部は全国で最大の支部であり、本庁である名古屋の次くらいの事件数の規模を持つ支部である。このように考えると、支部としての不便さというか、施設としての不便、不十分さなどは明確に分かるものであると思うので、これはぜひ、議題としてどこかの時期には取り組んでいただければと思う。

5、6は、簡裁の問題、あるいは調停の問題である。先程来述べられているとおり、調停委員の確保、少額訴訟の問題、受付の問題など、簡裁は、課題にさせていただくべき、いくつかの問題を持っていると思う。この点は、全国の弁護士会でも提出されていると理解している。

○：この委員会は、地方裁判所の運営がよりよくなっていくための提案をする会と理解しているが、伺っている限りでは、現時点では、テーマを決めるのにはまだ少し委員の皆様方の関心、あるいは問題意識がバラバラなのかなあという印象を受けた。

それとともに、ここでの議論の内容は、インターネットで市民にお知らせするということであるから、ここで議論されるということは、ああ裁判所では今こういうことをやっているんだ、こういう問題があるんだ、こういうことまで考えているんだということを市民に伝えるきっかけにもなるのだろうと思う。とすると、現段階では、テーマというものを絞るのではなく、裁判所の実情を少し掘り下げて紹介してもらって、委員に質問してもらおうというのはいかがだろうか。

○：いろいろな切り口があると思う。御提示いただいた問題はそれぞれ重要な問題であると思うが、これらを抽象的に取り上げて議論しても深まらないと思うし、また、実情が分からないと議論が進まないという御意見もあった。皆さんの意見を伺っていると、皆さんの「印象に残ったのは簡裁の問題だった」というお話を伺っていると、簡裁の民事調停とか、少額訴訟辺りをさしあたり取り上げて、その実情や裁判官の苦労や当事者の意見などから議論する、という感じで進めていってはどうか、と思う。

なお、先ほど弁護士委員から、一般市民の要望を常時受ける、という御提案があったが、この場が広く国民の意見を承る趣旨で設けられているということからすると、ここをさらに一般国民からの意見のつなぎ場とするというのは、自分としてはどうなのかなと思う。

●：いろいろ御意見が出たので、できれば、裁判所において少し整理、分類をさせていただきたいと思うが、それと同時に、次回は一応のテーマのようなものを決めて、実情紹介を交えながら進めていった方がよいと思うのだが、やり方について御意見を伺いたい。

○：ある程度いろいろ意見を伺った上で、庶務にまとめていただいて、方向性を示していただければと思う。

○：利用者の声があれば、例えば、苦情という形などで存在するのであれば、それを紹介してもらってはどうか。弁護士会にも苦情はたくさん出ている。議論の材料としては使えるのではないかと思う。

それと、簡裁のことが意見として出ているが、簡裁の調停委員をしていて、特定調停の制度ができてから調停事件が急激に増え、そのために調停室を確保するのが難しくなっている。他の部屋をつぶすなどして調停室を増やしていただいて、裁判所としては大変な努力をされていると思うが、それでも調停期日が先へ先へ延びてしまっている。どうすればいいのかということとは分からないが、そういう問題もある。

また、独立簡裁も同じような状況なのか、そのような実情も教えてもらいたい。簡裁は統合がなされたが、その結果としての今の状況がいいのか、あるいは前のように幾つかに分けるといふことも考える必要もあるのか、そういうような観点からも、資料があれば提供していただくのもいいかなという感想を持っている。

○：一般の人と専門家で水準が合わないというのは最初からの当然の条件である。今日、弁護士委員から出された議案というのは、裁判所を具体的に知るテーマとして、非常に歓迎して読ませていただいた。そういうところから入っていくことは、裁判について知識のない者により国民生活に近い形で裁判所がどうあるのかということが具体的なことで分かる。そういうことから自分自身の勉強を含めて、自分で把握して意見を言うことができるようになる。したがって、そういう導入の部分というものは、この会の趣旨からして大事なことだと思う。

●：それでは、今日、お話しいただいた内容を次回までに裁判所でテーマを整理させていただくが、さしあたり司法制度改革の実施状況については、次回にでも御報告できよう。また、裁判所に入る苦情の典型的なものについても、場合によっては少し整理して御報告できるかと思う。資料5の最後に書いてあるが、弁護士会の広報活動への協力として行った弁護士会の市民モニターによる裁判傍聴、見学の感想文にも面白いものがある。その他、総務課や各裁判体宛、所長宛の書面などもいろいろ来る。具体的な事件の判断に関わることや個人のプライバシーに当たるようなことはお知らせできないが、どういった苦情や意見があるのかということ整理して御報告することはできようかと思う。

次回、こういった報告事項をいくつか整理してお出しすることは可能であるとして、せっかくであるから、実情紹介を兼ねて何か検討してみるとすると、今出された御意見を集約すると簡裁に関するものが多い。簡裁に関しては、調停、特に特定調停、少額訴訟、受付、司法書士の代理権などいろいろな問題があり、また、本人訴訟への対応も簡裁が多いし、あるいはADRと裁判所の振り分けということも簡裁でできないか、ということ等もある。

そこで、今回は、司法制度改革の実施状況や苦情の関係について御報告をした上で、簡裁民事を中心として実情報告をし、感想を述べてもらいたい。場合によっては調停委員に来ていただいてお話しをしていただくというようなこともできると思うが。

○：調停委員の話をするのは状況次第では可能であると思う。

●：それでは、次回までに、本日出された意見を庶務において、いくつかの切り口で整理する。また、次回、いくつか御報告できることを報告する。そして、「簡裁民事」ということをテーマに、裁判所から実情の報告や問題点の説明を行い、感想などをいただくという形で進めたいと思う。場合によっては、調停委員のお話しを伺うことも考える。ここにおられる調停委員の委員にやっていただけるということであればそれでいいが。

○：分かることであれば協力させていただく。

●：次回の進行についてはそういうことでよろしいか。

○：（異議なし）

(6) 第3回の期日等について

平成16年5月末から6月頃とすることについて、異議なく了承された。具体

的な日付については、庶務において後日調整することになった。